「米子市東日本大震災特別対策資金」のご案内

１．融資対象者

市内に事業所を有し、１年以上事業を営んでいる中小企業者であって、次の要件のいずれかに該当するもの

① 震災により、直接被害を受け、被災地域の市町村長等からり災証明を受けたもの

② 震災の影響により間接被害（震災の発生に起因して生じた契約の解除等の取引の停止等）を受け、次のいずれかに該当するもの

（イ）震災の発生後、最近３か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）の合計が前年同期の売上高等の合計と比較して５％以上減少しているもの

（ロ）震災の発生後、最近１か月の売上高等が前年同月の売上高等と比較して５％以上減少しており、かつ、その後の２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等の合計が前年同月の売上高等の合計と比較して５％以上減少することが見込まれるもの

２．融資限度額　１，０００万円

３．資金使途　運転資金（ただし、融資対象者①の直接被害を受けた場合は、設備資金も可とする。）※借換は不可

４．融資期間　１０年以内（据置期間２年以内を含む）

５．融資利率　１．３％（変動金利）

６．信用保証　すべて信用保証協会の保証を必要とする。

７．保証料率　年０．４５～１．９０％（ただし災害関連保証又はセーフティネット保証（５号）、東日本大震災復興緊急保証を使用する場合は０．８％以下）

８．償還方法　割賦均等償還

９．保証人　原則として、法人代表者以外の連帯保証人を要しない。

１０．融資枠　約２０億円

１１．申込期間　平成２４年３月３１日申込み分まで
（但し、東日本大震災復興緊急保証を使用する場合は平成２４年３月３１日実行分まで）

１２．その他の条件

本市の市税及び国民健康保険料を滞納していないことのほか、米子市中小企業振興資金融資規則及び本融資要綱の定めによる。

＊お申し込みは米子商工会議所へ